

設問1

1 私は、まず、法15条7号が^{本邦}滞在^{外国}中の外国人のみを"Y"に出生が禁止されない自由(憲法13条後段)を侵害し、国家賠償法1条項上の違法事由があると主張する。

2 (1) 憲法13条後段は人格的生存に不可欠な権利が侵害されないことを保障している。たとえ女性にとって出産は生理現象である。女性を表象する重要な行為である。そのため、女性の~~母~~出生が禁止されると社会生活を営めなくなり、自己の人格的自律が害される。したがって、女性のみを"Y"に~~母~~女性の出生が禁止されない自由が同条により保障される。

3 また、外国国際協調主義(前文3条憲法)により、日本国民に性質上限定される権利以外は、~~本~~憲法の保障が及ぶ。

4 出生行為は日本国民でなくとも、外国人でも女性であれば"自然現象"としてなされるため、日本国民に限定されない。よって、上記自由は憲法13条後段により保障される。

5 (2) 法15条7号は女性が出生することを禁止し、違反すると法19条3項、2623条項により強制出国せられる。そのため、~~母~~法15条7号は上記自由を制約している。

6 (3) 法15条7号は以下の通り正当化されない。

7 母 上記自由は~~女性~~女性が生活していく上で不可欠な出生行為に関する自由であり重要である。

8 また、法15条7号は出生行為を直接的に禁止しているため規制負態様は強い。^{どうか?}

9 そこで、法15条7号の審査基準は厳格に、①目的が必要不可欠であり、②手段が目的達成に必要な最小限度である場合に合憲となる。

10 母 法15条7号の目的は、^{特定業務に携わる外国人女性の出生を抑制し}出生を外国人女性の出生を禁止し、外国人の長期滞在を防止し、社会保障費用の増加を防止して日本人の生活を安定させることである。

11 外国人の長期滞在といっても、滞在するのは特定業務外国人(法4条1項2項)として認証を受けた者であり、日本の経済成長に貢献している者であるため、長期滞在が社会保障費用の増加や日本人の生活の不安定につながるおそれはない。そのため、目的は必要不可欠であり、

12 また、目的が必要不可欠であるとしても、女性にとって自然現象である出生行為を禁止すれば、~~母~~外国人女性の労働力を日本に供給することはできない。そのため、外国人の出生禁止は目的達成に必要な最小限度ではない、適切でない。

13 さらに、出生期間は1年以内になる場合が多く、~~母~~出生短期間であるため、厳格に3年(法4条4項)という期間を1年延長して出国させる手段と比べて、法15条7号は過度である。

14 よって、法15条7号は目的達成に必要な最小限度といえず、上記自由を侵害し、違憲である。

2 私は、次に、法18条は、外国人の私的領域に合状なく
侵入し、自由(憲法35条1項)を侵害し違憲である
と主張する。

11 憲法35条1項は、行政権の濫用により人権が不当
に侵害されることを防止するため合状主義を定めた
ものである。そのため、上記自由は保障される。

12 法18条は合状に基づかず、~~嫌疑者~~を収容すると
定めているため、上記自由を法律上制約している。

13 法18条は正当化されな
い。憲法31条は自己の人格的価値を高める私的領域
に合状なく立ち入り、~~と禁止した~~ものである。重要な自由
である。

14 また、法18条は判断内容の判断と整備官に委ねて
おり、嫌疑者は整備官の判断に収容される時点
では家等に入ることと断られる。そのため、法
18条は直接的な規制態様であり、その態様は強
く、審査基準は厳格に前述と同じ基準を用い
なければならない。

15 法18条の目的は、~~収容~~を嫌疑者の収容を確保する
ことと~~法15条7号~~と同じ目的である。

16 特定業務外国人は定職についているか~~と~~を
判断する。そのため、合状の発行を受けて嫌疑者を
収容する方法と比べて法18条は過度である。

17 したがって、法18条は目的達成に必要最小限度といえず、
上記自由を侵害し、違憲である。

18 設問2

19 憲法13条後段の主張について

20 (1) 国の反論

21 女性が出産して育児を行うためには多額の社会
保障費用がかかる。福祉国家の憲法25条1項の理
念により社会保障費用が重要な政策について国会の
立法裁量は大きい。そのため、外国人女性に
出産を禁止したとしても許容され、本邦に滞在する外国人女性
のみならず、~~外国人女性に~~出産が禁止され、自由は保障される。

22 かかる自由は社会保障費用が多くかかる出産に
関する自由であり、重要な自由ではない。

23 出産にあたり労働力は減少するため、法15条7号は
目的達成のため必要不可欠である。

24 出産行為を禁止しても外国人女性の労働力が提供
に影響はなく、目的達成に必要かつ適切である。

25 長期滞在を認めることは社会保障費用の増加に
つながる危険性があるため、法15条7号は過度な
手段ではない。

26 (2) 私見

27 確かに、社会保障費用が重要な政策について国会
の立法裁量は大きい。出産という行為は外国人と日本

人で同質の行為である。そして、自然現象である点から、上記自由は保障される。

仮に出生の社会保障費用が大々かからなくてはならないとしても、上記自由は女性の受性としての高い価値にかかっているもので重要である。そこで厳格な基準を用いるべきである。

確かに特定外国労働外国人を受け入れる以上、その必要社会保障費用は必要の費用である。ただし、費用は外国人にも負担してもらえ、日本人の生活の不安定につながることはない。目的は必要不可欠である。

また、原告の主張通り、出生禁止

第1. 設問1.

1. 本問では、外国人非熟練労働者が、日本に長期にわたる定住をすることによって我が国の社会保障制度や保育、教育、医療サービス等に及ぼす影響への懸念を理由に、滞在中の妊娠・出産を禁止している(特労法15条)。甲としては、法15条が、Bの女性としての自己決定権(憲法13条)を侵害するものであることを理由に違憲である旨主張することが考えられる。

(1) 自己決定権とは、自身の意に反することと強要されない自己統治の価値であり、これにより、自分の意思を表現する自己実現の価値を内包するものであり、自己コントロール権とも称されるものである。

(2) 本問において、Bは、Cとの間の子を妊娠し、「Cを愛しているが今は出産に」と申し立てたものの、これが法15条8号に掲げる禁止行為に該当するとして、強制出国をされている。特定業務に従事中には、自らが望んでも許さず妊娠を許さないとするのは、自己決定権を制約するものであるといえる。

(3). 次に、このような基本権の制約が正当化されるかが問題となる。本問において、制約される基本権は、人格的価値を有する自己決定権であるから、厳格な合理性の基準によって決することになる。具体的には、①制限の目的、②制約される基本権と、実現する利益との轻重、③他に達成する手段の有無によって決する。

丁. ①について。

本問における制限の目的は、外国人被扶養者の増加が我が国の社会保障制度や保育、教育、医療サービス等に影響を及ぼすことを防止することである。これについては、一定の正当性は認められる。

イ. ②について。

制約によって実現する利益は、財政負担の軽減という経済的利益である。

他方で、~~失われる~~制約される権利は、妊娠・出産の禁止という、種の保存行為という人間的核の権利が制約されている。

よって、制約される権利の方が重い。この検討を次に示す。

ウ. ③について。

本問において、財政面での負担を免れるために、妊娠・出産という行為を禁止事項に掲げているが、妊娠・出産を禁じなくても、義務教育費等の無償化等の商用対象外とすることで経済的負担は免れることができるし、このようにすれば、出産後すぐ帰国することと予定している者まで、不当に妊娠・出産を制限せずに済むといえる。

よって、他の代替的手段はある。

(4) したがって、特労法15条8号は、憲法13条に違反しており無効である。

第1 問

2. 本問では、外国人に問題がある場合には迅速に出国させることにより我が国の秩序を守り国民の安んじを得る必要があり、裁判官の令状等を得ることなく、警備官限りの判断で直ちに外国人の身柄を拘束できるとしている(法18条1項)。甲としては、法18条1項が、何人も、現行犯の場合を除いては、司法官の発する令状なくして逮捕されないとする憲法33条に違反するとして、違憲無効の主張をすることが考えられる。

(1). 現行犯逮捕による限り、令状を要することは、憲法70条1項の無権利である。よって、厳格な合理性審査による。具体的には、①制限の目的、②制約される基本権と、実現する利益の轻重、③他に達成する手段の有無によって決する。

3. ①について。

目的は、「国の秩序を守り国民の安んじを得る」ことであるから、正当性は

認められる。

イ、②について

制約される基本権は、令状なしに身体拘束を受けないという憲法プロパティの権利である。対外的利益も、秩序や安心といった重要なものではあるが、現に差し迫った、明白な危険も認められない事件においては、なお、~~失われ~~制約を受ける基本権の方が重い。

ウ、③について

令状を要求しても、何らの問題は生じない。よって、同様の手続を令状発付の上で行うという代替手段はある。

(2)、したがって、特労法18条1項は、憲法33条に違反し、無効である。

第2. 設問2.

1. 特労法15条8号が憲法13条に違反する点について

(1) ②について

~~被養者~~国としては、妊娠・出産により、外国人被扶養者が増えることで経済的負担の増大、我が国の秩序、や「国民の安全」が脅かされる旨反論することが考えられる。

意見としては、抽象的にはそのような可能性はあるとは考えられるものの、妊娠・出産と治安の悪化が直ちに結びつくものではないと考える。

よって、~~被養者~~反論に理由はない。

(2)、③について

国としては、外国人被扶養者の教育等の支出を~~抑え~~抑え、出生費用や、飛行機に乗れるようになるまでの育児期間についての支出は免れられない旨反論すると考える。

もっとも、そもそも制約されているのが、自己決定権である以上、このような経済的負担を理由とした反論は採用できないというのが私見である。

よって、国の反論に理由はない。

2. 特労法18条1項が憲法33条に違反する点について

③について

国としては、収容後に一定の手続保障が与えられており、入管法に比し緩やかな要件で入国を認められている以上、緩やかな手続によっても許されると反論することが考えられる。

私見では、後続の手続が整備されていることは、それ以前の手続が十分なものであったり許されるというのは理由となっていないと考える。

入国の手続が緩いことに対応して、出国の手続も簡便であることは認められようが、その際に、第三者の判断を求めずに~~独断で身~~体拘束に及ぶのは許されないと考える。

よって、国の反論に理由はない。

以上

問

本件自由は、先に述べた如く、人格的生存に不可欠な権利であ
 って、重要な権利である。然るに¹、~~自由~~^{自由}に²、~~収用~~^{収用}と³、~~収用~~^{収用}と⁴、~~収用~~^{収用}と⁵
 は⁶、~~収用~~^{収用}と⁷、~~収用~~^{収用}と⁸、~~収用~~^{収用}と⁹、~~収用~~^{収用}と¹⁰、~~収用~~^{収用}と¹¹、~~収用~~^{収用}と¹²、~~収用~~^{収用}と¹³、~~収用~~^{収用}と¹⁴、~~収用~~^{収用}と¹⁵、~~収用~~^{収用}と¹⁶、~~収用~~^{収用}と¹⁷、~~収用~~^{収用}と¹⁸、~~収用~~^{収用}と¹⁹、~~収用~~^{収用}と²⁰、~~収用~~^{収用}と²¹、~~収用~~^{収用}と²²、~~収用~~^{収用}と²³、~~収用~~^{収用}と²⁴、~~収用~~^{収用}と²⁵、~~収用~~^{収用}と²⁶、~~収用~~^{収用}と²⁷、~~収用~~^{収用}と²⁸、~~収用~~^{収用}と²⁹、~~収用~~^{収用}と³⁰、~~収用~~^{収用}と³¹、~~収用~~^{収用}と³²、~~収用~~^{収用}と³³、~~収用~~^{収用}と³⁴、~~収用~~^{収用}と³⁵、~~収用~~^{収用}と³⁶、~~収用~~^{収用}と³⁷、~~収用~~^{収用}と³⁸、~~収用~~^{収用}と³⁹、~~収用~~^{収用}と⁴⁰、~~収用~~^{収用}と⁴¹、~~収用~~^{収用}と⁴²、~~収用~~^{収用}と⁴³、~~収用~~^{収用}と⁴⁴、~~収用~~^{収用}と⁴⁵、~~収用~~^{収用}と⁴⁶、~~収用~~^{収用}と⁴⁷、~~収用~~^{収用}と⁴⁸、~~収用~~^{収用}と⁴⁹、~~収用~~^{収用}と⁵⁰、~~収用~~^{収用}と⁵¹、~~収用~~^{収用}と⁵²、~~収用~~^{収用}と⁵³、~~収用~~^{収用}と⁵⁴、~~収用~~^{収用}と⁵⁵、~~収用~~^{収用}と⁵⁶、~~収用~~^{収用}と⁵⁷、~~収用~~^{収用}と⁵⁸、~~収用~~^{収用}と⁵⁹、~~収用~~^{収用}と⁶⁰、~~収用~~^{収用}と⁶¹、~~収用~~^{収用}と⁶²、~~収用~~^{収用}と⁶³、~~収用~~^{収用}と⁶⁴、~~収用~~^{収用}と⁶⁵、~~収用~~^{収用}と⁶⁶、~~収用~~^{収用}と⁶⁷、~~収用~~^{収用}と⁶⁸、~~収用~~^{収用}と⁶⁹、~~収用~~^{収用}と⁷⁰、~~収用~~^{収用}と⁷¹、~~収用~~^{収用}と⁷²、~~収用~~^{収用}と⁷³、~~収用~~^{収用}と⁷⁴、~~収用~~^{収用}と⁷⁵、~~収用~~^{収用}と⁷⁶、~~収用~~^{収用}と⁷⁷、~~収用~~^{収用}と⁷⁸、~~収用~~^{収用}と⁷⁹、~~収用~~^{収用}と⁸⁰、~~収用~~^{収用}と⁸¹、~~収用~~^{収用}と⁸²、~~収用~~^{収用}と⁸³、~~収用~~^{収用}と⁸⁴、~~収用~~^{収用}と⁸⁵、~~収用~~^{収用}と⁸⁶、~~収用~~^{収用}と⁸⁷、~~収用~~^{収用}と⁸⁸、~~収用~~^{収用}と⁸⁹、~~収用~~^{収用}と⁹⁰、~~収用~~^{収用}と⁹¹、~~収用~~^{収用}と⁹²、~~収用~~^{収用}と⁹³、~~収用~~^{収用}と⁹⁴、~~収用~~^{収用}と⁹⁵、~~収用~~^{収用}と⁹⁶、~~収用~~^{収用}と⁹⁷、~~収用~~^{収用}と⁹⁸、~~収用~~^{収用}と⁹⁹、~~収用~~^{収用}と¹⁰⁰、~~収用~~^{収用}と¹⁰¹、~~収用~~^{収用}と¹⁰²、~~収用~~^{収用}と¹⁰³、~~収用~~^{収用}と¹⁰⁴、~~収用~~^{収用}と¹⁰⁵、~~収用~~^{収用}と¹⁰⁶、~~収用~~^{収用}と¹⁰⁷、~~収用~~^{収用}と¹⁰⁸、~~収用~~^{収用}と¹⁰⁹、~~収用~~^{収用}と¹¹⁰、~~収用~~^{収用}と¹¹¹、~~収用~~^{収用}と¹¹²、~~収用~~^{収用}と¹¹³、~~収用~~^{収用}と¹¹⁴、~~収用~~^{収用}と¹¹⁵、~~収用~~^{収用}と¹¹⁶、~~収用~~^{収用}と¹¹⁷、~~収用~~^{収用}と¹¹⁸、~~収用~~^{収用}と¹¹⁹、~~収用~~^{収用}と¹²⁰、~~収用~~^{収用}と¹²¹、~~収用~~^{収用}と¹²²、~~収用~~^{収用}と¹²³、~~収用~~^{収用}と¹²⁴、~~収用~~^{収用}と¹²⁵、~~収用~~^{収用}と¹²⁶、~~収用~~^{収用}と¹²⁷、~~収用~~^{収用}と¹²⁸、~~収用~~^{収用}と¹²⁹、~~収用~~^{収用}と¹³⁰、~~収用~~^{収用}と¹³¹、~~収用~~^{収用}と¹³²、~~収用~~^{収用}と¹³³、~~収用~~^{収用}と¹³⁴、~~収用~~^{収用}と¹³⁵、~~収用~~^{収用}と¹³⁶、~~収用~~^{収用}と¹³⁷、~~収用~~^{収用}と¹³⁸、~~収用~~^{収用}と¹³⁹、~~収用~~^{収用}と¹⁴⁰、~~収用~~^{収用}と¹⁴¹、~~収用~~^{収用}と¹⁴²、~~収用~~^{収用}と¹⁴³、~~収用~~^{収用}と¹⁴⁴、~~収用~~^{収用}と¹⁴⁵、~~収用~~^{収用}と¹⁴⁶、~~収用~~^{収用}と¹⁴⁷、~~収用~~^{収用}と¹⁴⁸、~~収用~~^{収用}と¹⁴⁹、~~収用~~^{収用}と¹⁵⁰、~~収用~~^{収用}と¹⁵¹、~~収用~~^{収用}と¹⁵²、~~収用~~^{収用}と¹⁵³、~~収用~~^{収用}と¹⁵⁴、~~収用~~^{収用}と¹⁵⁵、~~収用~~^{収用}と¹⁵⁶、~~収用~~^{収用}と¹⁵⁷、~~収用~~^{収用}と¹⁵⁸、~~収用~~^{収用}と¹⁵⁹、~~収用~~^{収用}と¹⁶⁰、~~収用~~^{収用}と¹⁶¹、~~収用~~

① 外国人の長期滞在を定めたところ、その姓・娘・姓は()
 ② 国外との関係は()である()
 ③ 日本国の子供は()
 ④ 日本国の子供は()
 ⑤ 日本国の子供は()
 ⑥ 日本国の子供は()
 ⑦ 日本国の子供は()
 ⑧ 日本国の子供は()
 ⑨ 日本国の子供は()
 ⑩ 日本国の子供は()

（第 一 問）

1. 憲法33条は、逮捕は解任拘束事件の国民に対する重大な権利侵害と争ひの元因となるが、その権限の発動は司法官等の判断にかかっているとし、憲法39条に於けるおそれの解任拘束は自任拘束と異なり、自由を侵害するものではない。

[illegible]

视图 2

第1 国へ反旗

5

たかに、主権自由の尊重からいへば、外国人の入国、滞在の可否は、国家の裁量に属する事項であり、専ら物産防衛と外国人について、~~出~~強制出国外とせよとの前例等により結ぶるべきではない。といふ、二つの措置に對しては、外国人が一切の婚姻を禁止せざるを要する、とくに、本邦社会中にこれを禁止するに必要ないから、規制の對象として強いる、外國人の居留として認められ、その居留の義務を負ふに、~~出~~強制的に外國人の同定を要する、規制の未便を懸念する。

したがって、② 経済的実態等に於けるものである。

2 憲法35條違反の旨

14 应用田三站叠土站... 流/路...

知了，继续事件自由已，又无法得到一得解了。

12 社、見解内にも、御借金の別荘に確定の新債に代わるとして
17 追加分の借付は向工費に充てられ、(1999)

學2 4c. 2

1 完九 13 号 校 定 案 卷 八 五

所有个方共持约八、本付自以是徒重一之有。三(二) 中个主是大办

七、如用自性也身性物集体之故以了了。图月主国古清法

多时五、相解制力没有一之理之。生出国与以理端之何者

一、五元大之教以之理之点二、制的月理一、一、六、一点一二二二

4 因入受審問者外，外國人及在分館等中拘留者
出外，中門主部諸氏中，以所定事務者為主
以下所列之事項，係由門主部

(第 二 問)

1 第一に外国人に対して同意を求めたが、妊娠は
2 胎児の権利に反する。外国人の出入国、滞在
3 については、国境の封鎖として一定の制限を設けることは許
4 され、目的を重視して、手段の合理性が認められる。合意
5 がある限り、出入国管理の問題より、妊娠管理の問題が

L11 目的は、有給休日の休日に「公益」を害するおそれを生ずる

(2) 7月1日、~~松本~~^{松本}に於て、附り一應整理部(新工務局)

此电阻等亦应作此。此电阻之值(用)与电阻之值(用)。

係数の絶対値が1以下となり、手前の1は置換性があるから(1が-1)変換の性質

12月2日 水曜 25℃ 晴 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 24:00 25:00 26:00 27:00 28:00 29:00 30:00 31:00 32:00 33:00 34:00 35:00 36:00 37:00 38:00 39:00 40:00 41:00 42:00 43:00 44:00 45:00 46:00 47:00 48:00 49:00 50:00 51:00 52:00 53:00 54:00 55:00 56:00 57:00 58:00 59:00 60:00 61:00 62:00 63:00 64:00 65:00 66:00 67:00 68:00 69:00 70:00 71:00 72:00 73:00 74:00 75:00 76:00 77:00 78:00 79:00 80:00 81:00 82:00 83:00 84:00 85:00 86:00 87:00 88:00 89:00 90:00 91:00 92:00 93:00 94:00 95:00 96:00 97:00 98:00 99:00 100:00 101:00 102:00 103:00 104:00 105:00 106:00 107:00 108:00 109:00 110:00 111:00 112:00 113:00 114:00 115:00 116:00 117:00 118:00 119:00 120:00 121:00 122:00 123:00 124:00 125:00 126:00 127:00 128:00 129:00 130:00 131:00 132:00 133:00 134:00 135:00 136:00 137:00 138:00 139:00 140:00 141:00 142:00 143:00 144:00 145:00 146:00 147:00 148:00 149:00 150:00 151:00 152:00 153:00 154:00 155:00 156:00 157:00 158:00 159:00 160:00 161:00 162:00 163:00 164:00 165:00 166:00 167:00 168:00 169:00 170:00 171:00 172:00 173:00 174:00 175:00 176:00 177:00 178:00 179:00 180:00 181:00 182:00 183:00 184:00 185:00 186:00 187:00 188:00 189:00 190:00 191:00 192:00 193:00 194:00 195:00 196:00 197:00 198:00 199:00 200:00 201:00 202:00 203:00 204:00 205:00 206:00 207:00 208:00 209:00 210:00 211:00 212:00 213:00 214:00 215:00 216:00 217:00 218:00 219:00 220:00 221:00 222:00 223:00 224:00 225:00 226:00 227:00 228:00 229:00 230:00 231:00 232:00 233:00 234:00 235:00 236:00 237:00 238:00 239:00 240:00 241:00 242:00 243:00 244:00 245:00 246:00 247:00 248:00 249:00 250:00 251:00 252:00 253:00 254:00 255:00 256:00 257:00 258:00 259:00 260:00 261:00 262:00 263:00 264:00 265:00 266:00 267:00 268:00 269:00 270:00 271:00 272:00 273:00 274:00 275:00 276:00 277:00 278:00 279:00 280:00 281:00 282:00 283:00 284:00 285:00 286:00 287:00 288:00 289:00 290:00 291:00 292:00 293:00 294:00 295:00 296:00 297:00 298:00 299:00 300:00 301:00 302:00 303:00 304:00 305:00 306:00 307:00 308:00 309:00 310:00 311:00 312:00 313:00 314:00 315:00 316:00 317:00 318:00 319:00 320:00 321:00 322:00 323:00 324:00 325:00 326:00 327:00 328:00 329:00 330:00 331:00 332:00 333:00 334:00 335:00 336:00 337:00 338:00 339:00 340:00 341:00 342:00 343:00 344:00 345:00 346:00 347:00 348:00 349:00 350:00 351:00 352:00 353:00 354:00 355:00 356:00 357:00 358:00 359:00 360:00 361:00 362:00 363:00 364:00 365:00 366:00 367:00 368:00 369:00 370:00 371:00 372:00 373:00 374:00 375:00 376:00 377:00 378:00 379:00 380:00 381:00 382:00 383:00 384:00 385:00 386:00 387:00 388:00 389:00 390:00 391:00 392:00 393:00 394:00 395:00 396:00 397:00 398:00 399:00 400:00 401:00 402:00 403:00 404:00 405:00 406:00 407:00 408:00 409:00 410:00 411:00 412:00 413:00 414:00 415:00 416:00 417:00 418:00 419:00 420:00 421:00 422:00 423:00 424:00 425:00 426:00 427:00 428:00 429:00 430:00 431:00 432:00 433:00 434:00 435:00 436:00 437:00 438:00 439:00 440:00 441:00 442:00 443:00 444:00 445:00 446:00 447:00 448:00 449:00 450:00 451:00 452:00 453:00 454:00 455:00 456:00 457:00 458:00 459:00 460:00 461:00 462:00 463:00 464:00 465:00 466:00 467:00 468:00 469:00 470:00 471:00 472:00 473:00 474:00 475:00 476:00 477:00 478:00 479:00 480:00 481:00 482:00 483:00 484:00 485:00 486:00 487:00 488:00 489:00 490:00 491:00 492:00 493:00 494:00 495:00 496:00 497:00 498:00 499:00 500:00 501:00 502:00 503:00 504:00 505:00 506:00 507:00 508:00 509:00 510:00 511:00 512:00 513:00 514:00 515:00 516:00 517:00 518:00 519:00 520:00 521:00 522:00 523:00 524:00 525:00 526:00 527:00 528:00 529:00 530:00 531:00 532:00 533:00 534:00 535:00 536:00 537:00 538:00 539:00 540:00 541:00 542:00 543:00 544:00 545:00 546:00 547:00 548:00 549:00 550:00 551:00 552:00 553:00 554:00 555:00 556:00 557:00 558:00 559:00 560:00 561:00 562:00 563:00 564:00 565:00 566:00 567:00 568:00 569:00 570:00 571:00 572:00 573:00 574:00 575:00 576:00 577:00 578:00 579:00 580:00 581:00 582:00 583:00 584:00 585:00 586:00 587:00 588:00 589:00 590:00 591:00 592:00 593:00 594:00 595:00 596:00 597:00 598:00 599:00 600:00 601:00 602:00 603:00 604:00 605:00 606:00 607:00 608:00 609:00

二、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

13 長朝 御親に於ては、子孫がが然と相傳へて、

[illegible]

13 222-121) 禮約圖說性理人。 / (1) 初 活15年8月。

2 重性抑郁障碍患者

2.6 ねじかには ~~ねじ~~ ねじ 1/2 1/4 3/8 1/2 3/4 1 1 1/2 2 2 1/2 3 3 1/2 4 4 1/2 5 5 1/2 6 6 1/2 8 8 1/2 10 10 1/2 12 12 1/2 14 14 1/2 16 16 1/2 18 18 1/2 20 20 1/2 22 22 1/2 24 24 1/2 26 26 1/2 28 28 1/2 30 30 1/2 32 32 1/2 34 34 1/2 36 36 1/2 38 38 1/2 40 40 1/2 42 42 1/2 44 44 1/2 46 46 1/2 48 48 1/2 50 50 1/2 52 52 1/2 54 54 1/2 56 56 1/2 58 58 1/2 60 60 1/2 62 62 1/2 64 64 1/2 66 66 1/2 68 68 1/2 70 70 1/2 72 72 1/2 74 74 1/2 76 76 1/2 78 78 1/2 80 80 1/2 82 82 1/2 84 84 1/2 86 86 1/2 88 88 1/2 90 90 1/2 92 92 1/2 94 94 1/2 96 96 1/2 98 98 1/2 100 100 1/2 102 102 1/2 104 104 1/2 106 106 1/2 108 108 1/2 110 110 1/2 112 112 1/2 114 114 1/2 116 116 1/2 118 118 1/2 120 120 1/2 122 122 1/2 124 124 1/2 126 126 1/2 128 128 1/2 130 130 1/2 132 132 1/2 134 134 1/2 136 136 1/2 138 138 1/2 140 140 1/2 142 142 1/2 144 144 1/2 146 146 1/2 148 148 1/2 150 150 1/2 152 152 1/2 154 154 1/2 156 156 1/2 158 158 1/2 160 160 1/2 162 162 1/2 164 164 1/2 166 166 1/2 168 168 1/2 170 170 1/2 172 172 1/2 174 174 1/2 176 176 1/2 178 178 1/2 180 180 1/2 182 182 1/2 184 184 1/2 186 186 1/2 188 188 1/2 190 190 1/2 192 192 1/2 194 194 1/2 196 196 1/2 198 198 1/2 200 200 1/2 202 202 1/2 204 204 1/2 206 206 1/2 208 208 1/2 210 210 1/2 212 212 1/2 214 214 1/2 216 216 1/2 218 218 1/2 220 220 1/2 222 222 1/2 224 224 1/2 226 226 1/2 228 228 1/2 230 230 1/2 232 232 1/2 234 234 1/2 236 236 1/2 238 238 1/2 240 240 1/2 242 242 1/2 244 244 1/2 246 246 1/2 248 248 1/2 250 250 1/2 252 252 1/2 254 254 1/2 256 256 1/2 258 258 1/2 260 260 1/2 262 262 1/2 264 264 1/2 266 266 1/2 268 268 1/2 270 270 1/2 272 272 1/2 274 274 1/2 276 276 1/2 278 278 1/2 280 280 1/2 282 282 1/2 284 284 1/2 286 286 1/2 288 288 1/2 290 290 1/2 292 292 1/2 294 294 1/2 296 296 1/2 298 298 1/2 300 300 1/2 302 302 1/2 304 304 1/2 306 306 1/2 308 308 1/2 310 310 1/2 312 312 1/2 314 314 1/2 316 316 1/2 318 318 1/2 320 320 1/2 322 322 1/2 324 324 1/2 326 326 1/2 328 328 1/2 330 330 1/2 332 332 1/2 334 334 1/2 336 336 1/2 338 338 1/2 340 340 1/2 342 342 1/2 344 344 1/2 346 346 1/2 348 348 1/2 350 350 1/2 352 352 1/2 354 354 1/2 356 356 1/2 358 358 1/2 360 360 1/2 362 362 1/2 364 364 1/2 366 366 1/2 368 368 1/2 370 370 1/2 372 372 1/2 374 374 1/2 376 376 1/2 378 378 1/2 380 380 1/2 382 382 1/2 384 384 1/2 386 386 1/2 388 388 1/2 390 390 1/2 392 392 1/2 394 394 1/2 396 396 1/2 398 398 1/2 400 400 1/2 402 402 1/2 404 404 1/2 406 406 1/2 408 408 1/2 410 410 1/2 412 412 1/2 414 414 1/2 416 416 1/2 418 418 1/2 420 420 1/2 422 422 1/2 424 424 1/2 426 426 1/2 428 428 1/2 430 430 1/2 432 432 1/2 434 434 1/2 436 436 1/2 438 438 1/2 440 440 1/2 442 442 1/2 444 444 1/2 446 446 1/2 448 448 1/2 450 450 1/2 452 452 1/2 454 454 1/2 456 456 1/2 458 458 1/2 460 460 1/2 462 462 1/2 464 464 1/2 466 466 1/2 468 468 1/2 470 470 1/2 472 472 1/2 474 474 1/2 476 476 1/2 478 478 1/2 480 480 1/2 482 482 1/2 484 484 1/2 486 486 1/2 488 488 1/2 490 490 1/2 492 492 1/2 494 494 1/2 496 496 1/2 498 498 1/2 500 500 1/2 502 502 1/2 504 504 1/2 506 506 1/2 508 508 1/2 510 510 1/2 512 512 1/2 514 514 1/2 516 516 1/2 518 518 1/2 520 520 1/2 522 522 1/2 524 524 1/2 526 526 1/2 528 528 1/2 530 530 1/2 532 532 1/2 534 534 1/2 536 536 1/2 538 538 1/2 540 540 1/2 542 542 1/2 544 544 1/2 546 546 1/2 548 548 1/2 550 550 1/2 552 552 1/2 554 554 1/2 556 556 1/2 558 558 1/2 560 560 1/2 562 562 1/2 564 564 1/2 566 566 1/2 568 568 1/2 570 570 1/2 572 572 1/2 574 574 1/2 576 576 1/2 578 578 1/2 580 580 1/2 582 582 1/2 584 584 1/2 586 586 1/2 588 588 1/2 590 590 1/2 592 592 1/2 594 594 1/2 596 596 1/2 598 598 1/2 600 600 1/2 602 602 1/2 604 604 1/2 606 606 1/2 608 608 1/2 610 610 1/2 612 612 1/2 614 614 1/2 616 616 1/2 618 618 1/2 620 620 1/2 622 622 1/2 624 624 1/2 626 626 1/2 628 628 1/2 630 630 1/2 632 632 1/2 634 634 1/2 636 636 1/2 638 638 1/2 640 640 1/2 642 642 1/2 644 644 1/2 646 646 1/2 648 648 1/2 650 650 1/2 652 652 1/2 654 654 1/2 656 656 1/2 658 658 1/2 660 660 1/2 662 662 1/2 664 664 1/2 666 666 1/2 668 668 1/2 670 670 1/2 672 672 1/2 674 674 1/2 676 676 1/2 678 678 1/2 680 680 1/2 682 682 1/2 684 684 1/2 686 686 1/2 688 688 1/2 690 690

そのほか、(4) 自他物事であるに依り得るが、(5) 自

19 休便費分~~2500~~→3000に上げた。一歩一歩3000の満了日

20 後の68の住居は、一戸に

(2) 林 宝 善 氏 に 對 して 利 害 計 算 ~~を~~ 行 った。 21日 附 録

物產後，中國不難保存（何日修），在未來制訂上，

1) 各の級数の制は、重なる部分、13.3241



法1982

（第 問）

1. 漢字の読み方、書き方を覚える。
 2. 漢字の読み方、書き方を覚える。

17-1

2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570 2571 2572 2573 2574 2575 2576 2577 2578 2579 2580 2581 2582 2583 2584 2585 2586 2587 2588 2589 2590 2591 2592 2593 2594 2595 2596 2597 2598 2599 2600 2601 2602 2603 2604 2605 2606 2607 2608 2609 2610 2611 2612 2613 2614 2615 2616 2617 2618 2619 2620 2621 2622 2623 2624 2625 2626 2627 2628 2629 2630 2631 2632 2633 2634 2635 2636 2637 2638 2639 2640 2641 2642 2643 2644 2645 2646 2647 2648 2649 2650 2651 2652 2653 2654 2655 2656 2657 2658 2659 2660 2661 2662 2663 2664 2665 2666 2667 2668 2669 2670 2671 2672 2673 2674 2675 2676 2677 2678 2679 2680 2681 2682 2683 2684 2685 2686 2687 2688 2689 2690 2691 2692 2693 2694 2695 2696 2697 2698 2699 2700 2701 2702 2703 2704 2705 2706 2707 2708 2709 2710 2711 2712 2713 2714 2715 2716 2717 2718 2719 2720 2721 2722 2723 2724 2725 2726 2727 2728 2729 2730 2731 2732 2733 2734 2735 2736 2737 2738 2739 2740 2741 2742 2743 2744 2745 2746 2747 2748 2749 2750 2751 2752 2753 2754 2755 2756 2757 2758 2759 2760 2761 2762 2763 2764 2765 2766 2767 2768 2769 2770 2771 2772 2773 2774 2775 2776 2777 2778 2779 2780 2781 2782 2783 2784 2785 2786 2787 2788 2789 2790 2791 2792 2793 2794 2795 2796 2797 2798 2799 2800 2801 2802 2803 2804 2805 2806 2807 2808 2809 2810 2811 2812 2813 2814 2815 2816 2817 2818 2819

[illegible]

[illegible]

8

[illegible]

10

[illegible]

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

[illegible]

23

6

見本

設問1.

第1. 憲法上の主張.

私が甲であるなら、⁷⁸⁷⁹法15条8号、法18条1項は、憲法に違反するものであり、これらに基づいてなされた強制制出国は、⁸⁰国賠法上違法なものであると主張する。以下、詳述する。

第2. 違憲性及心違法性

1. ~~※~~ 法15条8号について.

(1) 憲法(以下法名略)13条後段は、幸福追求権を保障する。これは、1人の人間として尊厳をもって生きていくために必要な権利であり、憲法上明文で規定のない権利を保障するものである。人格的利益説を批判するおりに

444 出産とは、生物が子孫を残すために行う根源的な活動であり、これを禁止することは、尊厳をもって生きていくことはできないものと考えられ、よって、生産者自由の出産は自由は、13条後段で保障された。
445

(2) 法15条8号は、特定労働外国人の出産を禁止してか
り、この規定により⁴²⁴~~出~~産する自由は制約されているもの
とみえろ。

(3) この制約が 公共の福祉によるものとして正当化された
めにはどのような基準をたてなければならないか。

この点、Bの~~上記~~出産の自由は、人の人格に関わる重要な権利である。また、Bは、特定労働者外国人として日本に滞在する期間、~~その~~期間中は、^{妊娠}出産を禁止されるものである。

り、その期間 は数日ではなく、数年と長~~く~~く、この点で利便
の態は美は厳しいものといえ子。

よって、このような権利の重要性、制約の態様から、制約が正当化されるためには、その目的が必要不可欠であり、手段が目的達成のために必要最小限度のものである必要があると解すべきである。

法15条8号の目的は、我が国の社会保障制度や保
育、教育、医療サービスが外国人被扶養者の増大により
影響を受けることと防ごうとして、これは必要不可欠な
ものであるとしても、手段は必要最小限度のものとは認
められない。¹³ ~~持論~~¹⁴ この目的を達成するためには、
外国人被扶養者については、これらのサービスを制限す
れば足り、出産を禁止する必要は全くないと考えられ
からである。

以上より、手続の必要最小限度性が認められ、
 ため、法15条8号は、13条後段に反し、違憲である。

2. 法18条1項について

(1) 33条は、現行犯の場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない権利を保障してゐる。

21 として、同条の趣旨は、身体拘束の可否については、中立的
22 行政判断に判断させることにより、~~初~~拘束された者の人権
23 を保護するることであるため、同条は、行政手続法に

ついても及ぶ」と解釈すべきである。

よって、Bは現行犯の場合を除いて、令状によらず身体を拘束されない権利は33条により保障される。

(2) Bは、法18条1項を根拠に、~~令状なく~~身体を拘束(収容)されて~~いるもの~~であり、法18条1項はBの権利を侵害するものであり、33条に反し、違憲である。

3. 国賠法上の違法性

法15条8号、18条1号は違憲であり、これらの規定に基づいてなされた強制出国は、違法である。

設問2.

第1. 法15条8号について。

1. 国の反論としては、①外国人については、憲法上の人権は保障されていないため、法15条8号は違憲ではない。②法15条8号は、外国に出国した後の出産は禁止していないのであり、Bは外国で出産したと仮定し、この点から制約の態様は厳しくないといえるものと考えられる。以下、検討する。

2. 検討。

(1) ①について。

ア、①については、~~人権は~~基本的な人権は前国家的権利であり、また国際協調主義の観点から、外国人にも性向上及ぶと解されるものについては保障されていると解釈すべきである。

イ、出産の自由は、自由権でありまた政治的活動でもある

いため、性向上外国人にも及ぶと解釈される。

よって、Bには~~性向上~~出産の自由は保障される①の反論は妥当ではない。

(2) ②について。

ア、確かに、~~性向上~~出産、出産しようと思えば出国して行うことができるものであるため制約は厳しくはないとも考えられる。

しかし、一度出国をすると、特定事務外国人の地位を失うものであるため(法4条4項)、出国を拒否すること、失った地位を失うということも考慮すると容易なこととはいえない。よって、出国拒否により~~性向上~~出産は可能であるともって制約は厳しくないということとはできない。

以上より、②の反論も妥当ではなく、法15条8号は3条後段に反し、違憲である。

第2. 法18条1項について。

1. ~~本~~国の反論としては、~~行政手続法~~には33条は反していない。~~もては及ばず~~というものがあげられる。以下、検討する。

2. 検討。

(1) 確かに、33条は「犯罪や逮捕」という文言を用いていることから行政手続法には反していないと考えられる。

しかし、~~主~~33条の趣旨から考えると、全く33条が行政手続法とは無関係の規定と解釈することはできない。

よって国の反論は言えられない。

また、一方で原告の主張するように、33条は完全な行政手続に直接適用されるものと解釈するのも妥当ではない。なぜなら33条は「犯罪」、「逮捕」と刑事手続を想定した文言を使用しているからである。

よって、33条は行政手続には直接適用はされないが、^{審査が認め}準用されたと解釈できるとある。そしてこの程度^{審査が認め}準用がなされるかは行政手続の内容による。

本件は外国人を収容し、その間に、嫌疑等と判断するところであるため、33条の趣旨が及び、同条の趣旨から、^{令状は必ずしも必要ではないが、逮捕に準じる手続が}備わっている必要があると判断される。

法18条2項は、和解を聴取することを定めており、同条4項、5項は、言証拠等の送付、収容の日数を定めている。

また、19条は審査官による判断が、示された後に行われることが定められている。

以上のように法18条、19条は逮捕後の手続に類するものであるといえるため、33条の趣旨に反しない。よって、違憲ではない。

第3.

次に、法5条8号は違憲であるとしてもこれを退却すべき理由として挙げることはできるとの反論が考えられる。なぜなら、出入国については行政の裁量が認められているからである。しかし、法18条5号は15条8号が違憲無効である以上、

法23条による強制出国の執行は、法の要件を欠くものであり（法19条3項）、法律の留保原則に反するため、この反論は認められない。

以上